

平成二十一年五月十三日

青森県教育委員会第七百二十四回定例会

期 日 平成二十一年五月十三日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

報告第一号 行政文書一部開示決定処分に対する異議申立てに係る青森県情報
公開審査会への諮問について
（非公開の会議）

三 議 案

議案第一号 平成二十二年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案 1
議案第二号 平成二十一年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について 3
議案第三号 学校職員の人事について
（非公開の会議）

四 その他

職員の懲戒処分の状況について 5

五 閉 会

議案第一号

平成二十二年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案

平成二十二年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十二年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によつて実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

一 入学者志願者の通学区域は、県下一円とする。

二 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜等は、次のとおりとする。

- (一) 選抜は、前期選抜及び後期選抜に分けて行い、一人、前期選抜一校一学科、後期選抜一校一学科に出願できる。
- (二) 前期選抜は、一般選抜枠と特色化選抜枠を設け、中学校の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）
（ ）、青森

県教育委員会が実施する前期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(三) 後期選抜は、調査書、青森県教育委員会が実施する後期選抜の学力検査の成績及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて行うものとする。

(四) 前期選抜、後期選抜とも、当該校に設置されている学科間で第二志望を認める。

(五) 前期選抜の合格者は、後期選抜を受検できない。

(六) 連携型中高一貫教育を実施する高等学校の入学者の選抜は、別に定めるところにより連携型入学者選抜を行うものとする。

この場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができるものとする。

三 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

四 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。

(一) 前期選抜の実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の五教科とし、後期選抜の実施教科は、国語、数学、外国語（英語）の三教科とする。

(二) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。

五 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第二号

平成二十一年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について
平成二十一年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

野	大	飯	平	小	長	工	奈	坂	伊	角	阿	須	今	野	原	赤
田	坂	田	岡	澤	内	藤	良	本	藤	田	保	藤		呂	子	石
継	美	照	恭		喜	一	和	正	正	詮	周	涼	寿	み	雅	
子	保	次	一	薫	美穂	彌	仁	幸	樹	二郎	子	子	彰	え子	樹	博

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する
任期は平成二十一年五月十八日から

平成二十一年八月三十一日までとする

平成二十一年五月十八日

青森県教育委員会

〔その他〕

職員の懲戒処分の状況

平成21年5月(4月1日～4月30日分)

青森県教育委員会

- 事案1
- | | |
|--------|--|
| 被処分者 | 中南地域の高等学校 教諭(34歳、男性) |
| 事件の概要等 | 人身事故(治療期間が3ヶ月以上) <ul style="list-style-type: none">・平成20年10月3日(金)午前7時55分頃・弘前市内の一般道・通勤のため自家用車を運転中、T字路付近で、前を走行していた原動機付自転車が右折しようとしてウインカーを出したことに気付くのが遅れ、急ブレーキをかけたが、間に合わず追突したものの。・事故の相手方(男性1名 約6ヶ月の加療) |
| 処分内容 | 戒告 |
| 処分年月日 | 平成21年4月24日 |